



栃労発雇均 0901 第 11 号  
令和 5 年 9 月 4 日

各関係機関・団体の長 殿

栃木労働局長



### 「年次有給休暇取得促進期間」（10月）における御協力の依頼について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年10月28日に公表された「令和4年就労条件総合調査」の結果によると、令和3年の年次有給休暇の取得率<sup>(※1)</sup>は58.3%と前年より1.7%上昇し、前年の調査結果に引き続き過去最高を更新したものの、依然として政府目標である70%とは大きな乖離があります。

また、令和4年就労条件総合調査の特別集計を基に厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室が作成したデータによると、栃木県下における同年の年次有給休暇の取得率は53.8%であり、全国平均を下回っております。

このため、厚生労働省では、10月を「年次有給休暇取得促進期間」と位置付け、年次有給休暇の取得促進の機運を醸成するための集中的な取組を行うこととしておりますが、栃木県においては、一層の取組をお願いしたいと考えております。

具体的には、計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年次有給休暇の計画的付与制度<sup>(※2)</sup>や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度<sup>(※3)</sup>の活用を含め、年次有給休暇を積極的に取得いただくことにより働き方・休み方の見直しを促すポスター及びリーフレットを作成し、これらを用いた広報や労使への働きかけ等を行うこととしております。

つきましては、貴職におかれましても本取組の趣旨を御理解いただき、同封のポスターの掲示やリーフレットの配布をしていただくとともに、別添の広報文例も参考にしつつ、広報誌やホームページによる周知等につきまして、御協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、ポスター及びリーフレットは、以下に掲載しておりますので、併せて御活用ください。

#### ○年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(※1) 「取得率」 = 取得日数計 / 付与日数計 × 100 (%)

なお、取得率は1年間の実績ですので、調査年の前年の数値に基づきます。

例えば、令和4年の調査結果は、令和3年1月1日から同年12月31日までの数値に基づきます。

(※2) 年休の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

(※3) 年休の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。



<担当>栃木労働局雇用環境・均等室

TEL: 028-633-2795 小久(こひさ)

(文例)

Refresh!  
もっと自分らしい  
働き方  
休み方

年次有給休暇を  
上手に活用し  
働き方・休み方を  
見直しましょう

10月は「年次有給休暇  
取得促進期間」です。

秋の休暇で  
心に残る  
思い出を。

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。  
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を  
活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

### 事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただけ、お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。